

事業報告

第2期（自：2022年4月1日、至：2023年3月31日）

1 法人の状況に関する重要な事項（業務概要）

第2期となる2022(令和4)年度は、法人設立後初めて迎えた経常事業年度である。

法人は、誰もが安心して住み続けることができる地域共生社会づくりを目的として各種法人事業を実施することとしているが、当期は設立後間もない法人として、

- ①法人の経営的基盤の確立
- ②法人事業の基礎作りと方向付け
- ③法人の社会的認知度の向上と地域における多様な連携先の開拓

以上3点を活動の中心として掲げ、独立行政法人医療福祉機構(WAM)から300万円余の「社会福祉振興助成金」を受け、また、公益財団法人信頼資本財団が行う「共感助成」の仕組み(2022(令和4)年5月から1年間)を使ったクラウドファンディング(寄附募集)により、年度末現在で160万円余の寄附金助成を受けて事業を実施してきた。

以下に、法人事業の柱に沿って取り組み状況を総括し報告する。

<成年後見等>

【後見事務等運営委員会】

中野区地域連携型認知症疾患医療センター専門医や弁護士、区内大学教員、介護事業者連絡会役員等、関係団体からの人的な協力により外部の専門家として、優れた実績と知見を有する信頼性の高い方々に委員を委嘱することが出来、後見事務の実施体制の確立が進んだ。法人として、様々な活動を実施する中で、成年後見に対する一般市民の周知度の低さや制度の使いにくさに対する不満などについても、実感してきた。成年後見によらない支援手段もより充実させ、成年後見とその他の支援との連携や、多様で切れ目ない支援など、具体的な方法を研究開発していくことの必要性が課題となっている。

【情報収集及び多様な地域の主体との連携の強化】

区や中核機関である社会福祉協議会、地域包括支援センターや区内の法人、事業所などへの法人の周知や情報発信、「認知症みんなで考える中野ネットワーク」への参加など、一定の基盤を形成することはできたが、事業連携を推進するという意味での積極的な働きかけという意味では、必ずしも十分とは言えない面があり、課題を残した。

【普及啓発】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、障がい者の成年後見をめぐる学習・講演会を当事者団体と共催できたことは、成果として挙げられるが、地域の団体や個人を対象とする各種講習会の実施として想定した活動量は確保できていない状況だった。町会や各種区民団体等と連携しての出張講座等の実施については1回のみの実施で、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案したとしても、不十分な結果だったと言わざるを得ない。出前相談会についても、啓発グッズや広報物の準備などはできたので、実践活動の充実を図りたい。

【人材養成】

市民後見人養成講座の開催は、準備プロセスの問題から、参加者はあまり確保できなかったものの、法人の自前テキストの編纂や講座による知見の獲得など、一定の成果があった。テキストの編纂は成年後見や権利擁護支援の研究活動に関して、出発点ともなったと言え、今後の活動の進化を期待していきたい。いずれにしても養成講座に関しては、周到な準備や参加者確保策などの課題が残されたと考える。団体・企業などの研修受託についても、引き続き実現のための努力が求められる。

<暮らしサポート事業>

【相談事業】

電話、面談、会合での会話など、さまざまなチャンネルから、幅広く受け入れて行く必要があるが、法人の周知度向上が必ずしも進展していない状況の中、応談件数は多くはなかった。

【暮らし見守りサービス等】

暮らしサポート(日常生活手続き援助・日常的財産管理・書類預かり)・お見送り(死後事務委任)といったサービスメニューも用意したが、利用者の獲得は進んでいない。法人の幅広い支援への導入として、活性化が課題となっている。また、成年後見を含む法人としての支援の体系化を進めて行く必要がある。

また、財産管理等委任代理サービスについて、弁護士法との整合性から、対象事務の範囲を国の日常生活支援事業の範囲に整理した。

<広報活動・利用拡大>

法人公式ホームページの開設、メールマガジン・ニュースレターの発行、事業用パンフレットの作成・配布などの一応の広報媒体は運用しているが、その効果性や頻度、獲得目標の明確化など、検証も必要である。

また、出前講座・出張相談等を通じた各種コミュニケーションによる周知度向上も予定として掲げたが、全体として活動量が不十分で効果があげられていない。

その他、区民の広場へのポスター掲示やバス広告など、法人の周知・認知度向上の取り組みについて、具体的な反応もあったが、十分な手ごたえを得るには至っていない。

<法人の運営管理>

諸法規や定款に基づく各種の規定・要領類の整備について、進めてきたが、法人内部での認識の共有や議論が十分か否か、検証していく必要がある。

採用・研修・服务等の人事管理について、また公正な経理と正確な会計帳簿の作成について

は、さまざまな制約条件を踏まえ、現状に即した運用を進めている。

各種の活動における事務処理のシステムの確立と効率化について、事業全体としての進捗状況に合わせ、進めているが、活動内容の充実に合わせて更なる進展が期待される。

他の団体・法人・企業・教育研究機関など、各種団体等との連携・協力を強化するための渉外活動について、より充実させていく必要がある。

上記の活動の柱に加え、第2期の事業計画では、法人の運営基盤である、活動資金の確保についても掲げている。

<会員募集、寄付募集>

サービスの財源確保策について、継続的に強化に努めるとしていたが、必ずしも成果は上がっていない。

<公的助成>

第2期は、独立行政法人医療福祉機構からの補助金を得ることが出来ていたが、次期からは、新たな公的助成を獲得する努力、また、公費による「公的なサービス」とするための公共機関等への施策の提案も積極的に行かなければならない。

<企業等との連携・協力に基づく資金提供>

これについても実績はなく、引き続きの努力が求められる。

2 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第2期における業務の適正性の確保及び内部統制システムの構築に関する事項では、主に法人の業務運営を定める各種内部規定について、以下のとおり整備した。

最初に、理事の職務執行に係る情報保存や管理、効率性の確保に係る事項についてであるが、8月に「理事の職務権限規程」を整備し、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況に関し、その報告書式を定めるとともに理事会における年2回の定期報告化を図った。

つぎに、使用人による職務執行の法令等適合性の確保に関しては、法人の事務処理についてルール化を図る必要があるため、「法人文書管理規程」や「印章取扱規程」、「会計規程」などを整備した。また、法人事業等に従事する労働者の保護及び働きやすい職場環境の整備、職務上のコンプライアンスの確保のために就業関係規則について整備した。

さらに、法人事業の運営等に伴うリスク管理対策として、2種類の事業損害保険への加入契約を締結した。

このほか、特に法人事業の中核となる法人後見業務の運営に関する適正性の確保策として、

医師及び弁護士、研究者等の法人外の第三者の視点も交えた事業運営のチェック機能を構築するため、昨年12月に「後見事務等運営委員会」を設置し、初回の運営委員会を開催したところである。

なお、委員の任期は2年、初代の委員長には帝京平成大学人文社会学部齋藤知子准教授が就任したところである。